

【短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）・重要事項説明書】

< 2025 年 12 月 1 日 現在 >

1 提供するサービスについての相談窓口

電話： 048-222-6161

担当： 斎藤 一浩（生活相談員）

※ 原則として、祝日を除く月曜から金曜の 9 時～18 時まで勤務しております。

ご不明な点がありましたらお気軽におたずねください。

※ 担当者不在の際には、他の職員が承ります。

2 春香苑の概要

（1） 提供できるサービス種類

施設名称	特別養護老人ホーム 春香苑	
所在地	埼玉県川口市末広 3-3-30	
介護保険指定番号	短期入所生活介護事業所 (埼玉県 第 1170203564)	

（2） 職員体制

	人 数	業 務 内 容
管理者	1 名	管理者は、事業所の職員等の管理及び業務の管理を一元的に行なう
医師	1 名	利用者の診療及び施設の保険衛生の管理指導に従事する
生活相談員	1 名以上	利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に従事する
介護職員	4 名以上	利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する
機能訓練指導員	1 名以上	利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する
看護職員	3 名以上	医師の診療補助及び医師の指示を受けて、利用者の看護、保険衛生業務に従事する
管理栄養士	1 名	給食管理、利用者の栄養指導に従事する

(3) 設備の概要

定員		80名	静養室	1階に1室
居室	ユニット型 個室	70室 (1室 14.275 m ² ~19.25 m ²)	職員室	各階に1室
	医務室	1階に1室		
	短期入所 生活介護専用 個室	10室 (1室 14.275 m ² ~19.25 m ²)	リビング 談話コーナー	各ユニットに1室 (食堂兼用) 各階に1室
浴室	一般浴槽	各階に各1ヶ所	機能訓練室	1階に1室
	個別浴槽	2・3階に各1ヶ所		
	機械浴槽	2・3階に各1ヶ所 1階に2ヶ所	調理室	1階に1室

3 サービス内容

① 食事

- ・お食事は、日常生活における最大の楽しみの一つであり、また、健康維持の上からも特に重要なサービスの一つとして、十分に検討の上実施いたします。
 - ・お食事の種類…お一人お一人の状態にあつたお食事を提供します。
- ※食費は原則提供した食事分のみを請求致します。

主食	普通・軟飯・全粥・全粥ミキサー
副食	普通・一口大・やわらか菜・ソフト・ミキサー

・お食事の時間

	各ユニット リビング	各階談話コーナー、居室
朝食	8:00～	8:00～
昼食	12:00～	12:00～
夕食	18:00～	18:00～

・行事食

敬老の日や各行事の際には、季節感あふれる行事食を提供いたします。

② 入浴

- ・一般浴（主に立ち上がりがほぼ可能な方を対象）と特浴（それ以外の方を対象）があります。
- ・体調不良などで入浴できない場合は、看護師の指示のもと清拭を行います。

種類	時間
一般浴	午前・午後（入浴人数などにより異なります）
特浴	午前・午後（入浴人数などにより異なります）

③ 介護

- ・介護職員を中心として、お一人お一人の心身の状態に応じて、より自立した日常生活を営むことができるよう、排泄、食事介助、離床介助、移乗移動、着替え、整容などの、さまざまなサービスを提供いたします。

介護職員日勤者数	24～28名（行事の際、増員あり）
介護職員夜勤者数	4～5名

・排泄

お一人お一人の心身の状況に応じて、プライバシーを尊重しながら、適切な方法により、排泄の自立に向けてサービスを提供いたします。

④ 機能訓練

- ・利用者様の状況に応じて、体操や生活リハビリ等を行ないます。

⑤ 生活相談

- ・次のような内容でご相談に応じております。生活相談員にお気軽にご相談ください。

介護生活の問題

介護保険及び医療、福祉、年金等各種制度の紹介・説明

その他

⑥ 健康管理

- ・看護職員は、日々に基本的な健康チェックを行います。

⑦ 理美容サービス

- ・理容師・美容師が来所し、理容・美容サービスを実施いたします。料金は別途料金がかかりますご希望の方はお申し出ください。

⑧ 所持品保管

- ・居室に備えてある、作り戸棚、床頭台や飾り戸棚などをご利用ください。
- なお、高額の現金などの貴重品類は、持参されないようにお願いいたします。
- 紛失してしまった場合の責任は一切とれませんのでご理解下さい。

⑨ レクリエーション

- ・季節に合わせた行事や各種レクリエーション活動を行います。ご家族の方もどうぞご参加ください。なお、行事によっては、別途参加費がかかる場合もございます。

4 利用料金

(1) 介護保険法が定める法定料金（基本サービス料金）2024年4月改定

	単位	介護保険適用時の1日あたりの自己負担分（1割）	介護保険適用時の1日あたりの自己負担分（2割）	介護保険適用時の1日あたりの自己負担分（3割）
要支援1	529	558円	1,116円	1,674円
要支援2	656	692円	1,384円	2,076円
要介護1	704	743円	1,486円	2,229円
要介護2	772	815円	1,629円	2,444円
要介護3	847	894円	1,783円	2,681円
要介護4	918	960円	1,920円	2,880円
要介護5	987	1,042円	2,083円	3,124円

加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)	内容
療養加算 (1日3回を限度)	1回につき 9円	1回につき 17円	1回につき 25円	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に加算致します。
サービス提供体制 加算(Ⅲ)	1日につき 7円	1日につき 13円	1日につき 19円	勤続年数が3年以上に達した職員を所定の割合で確保した場合に加算致します。
機能訓練指導員配置 加算	1日につき 13円	1日につき 25円	1日につき 37円	機能訓練指導員が1名以上配置された場合に加算致します。
個別機能訓練加算	1日につき 58円	1日につき 116円	1日につき 174円	機能訓練指導員が個別に訓練の提供を行う場合に加算致します。

看護体制加算(Ⅰ)	1日につき 5円	1日につき 9円	1日につき 13円	専従の看護職員を1名以上配置された場合に加算致します。
看護体制加算(Ⅱ)	1日につき 9円	1日につき 17円	1日につき 25円	(Ⅰ)の要件を満たし所定の人数より多く確保した場合に加算致します。
看護体制加算(Ⅲ)	1日につき 13円	1日につき 25円	1日につき 37円	常勤看護師を1名以上配置している場合に加算致します。
看護体制加算(Ⅳ)	1日につき 24円	1日につき 48円	1日につき 72円	看護職員の数が常勤換算方法で1人以上配置し、協力病院との24時間連携体制を確保している場合に加算致します。
医療連携強化加算	1日につき 60円	1日につき 120円	1日につき 180円	看護職員による定期的な巡視や医療機関と緊急時対応に係る取り決めを行った場合に加算いたします。
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	1日につき 19円	1日につき 37円	1日につき 56円	夜勤職員を所定の人数より多く確保した場合に加算致します。
若年性認知症利用者受入加算	1日につき 124円	1日につき 248円	1日につき 372円	医師の診断書に基づき若年性認知症であると判断された場合に加算致します。
認知症行動心理症状緊急対応体制加算	1日につき 207円 (7日間を上限とする)	1日につき 414円 (7日間を上限とする)	1日につき 620円 (7日間を上限とする)	認知症の利用者に対し緊急に短期入所生活介護を必要と医師が判断した場合のみ加算致します。
送迎加算	片道につき 190円	片道につき 380円	片道につき 570円	通常の送迎範囲：川口市・蕨市・戸田市 ※上記の送迎範囲以外は、要相談でお願い致します。
緊急短期入所受入加算	1日につき 93円	1日につき 186円	1日につき 279円	居宅サービス計画に位置付けられない緊急で短期生活介護を行った場合に加算致します。
長期利用者減算	30日超えて1日 利用するごとに (-) 31円	30日越えて1日 利用するごとに (-) 62円	30日越えて1日 利用するごとに (-) 93円	連続して30日を超えて短期入所生活介護を受けた場合に加算致します。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1カ月につき 所定の単位(1割) ×14/1000	1カ月につき所定の単位(2割) ×14/1000	1カ月につき所定の単位(3割) ×14/1000	介護職員処遇改善加算、ベースアップ等支援加算の統廃合し2024年6月から『介護職員等処遇改善加算』に一本化

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1ヵ月につき 11円	1ヵ月につき 21円	1ヵ月につき 32円	介護ロボット等のテクノロジーを活用し、業務改善を継続的に実施した場合に加算されます。
----------------	---------------	---------------	---------------	--

- ※ 看護体制加算は、看護職員の体制について人員配置基準を上回る体制をとっている場合に算定します。
- ※ 医療連携強化加算は、急変の予想や早期発見のため看護職員による定期的な巡視や主治医と連絡がとれない場合等における対応の取り決めを事前に行っている場合に、厚生労働大臣が定める状態に適合する利用者に対して算定します。厚生労働大臣が定める状態とは次のとおりです。
- イ 咳痰吸引を実施している状態
 - ロ 呼吸障害等により人工呼吸器をしようしている状態
 - ハ 中心静脈注射を実施している状態
 - ニ 人工腎臓を実施している状態
 - ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
 - ヘ 人口膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態
 - ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
 - チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
 - リ 気管切開が行われている状態
- ※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用するすることが適当であると判断した利用者に対し、サービスを提供した場合に算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に指定短期入所生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。
- ※ 緊急短期入所受入加算は、居宅サービス計画において計画的に位置づけられていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、7日間を限度として算定します。また、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日間を限度とします。
- ※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。
- ※ 介護職員等特定処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等特定処遇改善加算は

区分支給限度基準額の対象外となります。

所定料金（介護保険法で、基本サービスとは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくとされているもの）

① 食費 (20025年7月1日改定)

1日につき 1,645円

(内訳 朝食 435円 昼食 660円 夕食 550円)

② 居住費

1日につき 2,066円

③ 理美容代

実費（カラーなどは別に料金がかかります）

④ 日常生活費

1日につき 300円

・個人で使用する居室内の消耗品：ハンドソープ・ペーパータオル 等

・個人で使用する食事時の消耗品：エプロン・ペーパーおしごり 等

・個人で使用する入浴時の消耗品：シャンプー・リンス・ボディーソープ・バスタオル

※上記のほかに個人で必要な物品やサービスの経費は、実費でご負担いただく場合もございます。

ご家族で用意

施設にて用意

※食材費と滞在費については、減免措置の制度があります。(下表参照)

利用者負担段階	対象		預貯金額等 (夫婦の場合)	食費 (1日)	居住費 (1日)
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円 (2,000万円)以下	300円	880円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額+合計所得金額 80万円以下	650万円 (1,650万円)以下	600円	880円
		年金収入金額+合計所得金額 80万円超 120万円以下	550万円 (1,550万円)以下	1,000円	1,370円
		年金収入金額+合計所得金額が120万円超	500万円 (1,500万円)以下	1,300円	1,370円
第4段階	世帯に課税者がいる方 本人が市町村民税課税			1,645円	2,066円

(2) 利用料金の減免措置制度

① 高額介護サービス費の支給

1ヶ月の介護サービスの1割負担の合計額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合には、「超えた分」が申請により払い戻されます。

【令和3年8月から】

対象者		利用者負担上限額 (月額)
(1)	生活保護を受給されている方	個人 15,000円
(2)	世帯全員が市民税非課税の方	世帯 24,600円
	①本人の合計所得金額と年金収入の合計額が、80万円以下の方 ②老齢福祉年金を受給されている方	個人 15,000円
(3)	世帯に市民税課税の方がおり、世帯の中で最も所得が高い第1号被	世帯 44,000円

	保険者の課税所得が 380 万円未満（年収が約 383 万円～約 770 万円未満）の方	
(4)	世帯に市民税課税の方がおり、世帯の中で最も所得が高い第 1 号被保険者の課税所得が 380 万円以上（年収が約 770 万円～約 1,160 万円未満）の方	世帯 93,000 円
(5)	世帯に市民税課税の方がおり、世帯の中で最も所得が高い第 1 号被保険者の課税所得が 690 万円以上（年収が約 1,160 万円以上）の方	世帯 140,100 円

② その他

次のような負担額軽減制度があります。詳しくは、生活相談員または保険者窓口にお問い合わせください。

- ・高齢夫婦世帯等の滞在費・食費の軽減（第 4 段階の利用者に対する特例減額措置）
- ・利用料を支払った場合に、生活保護の適用となる方の負担軽減

5 短期入所生活介護利用の中止

（1） 利用開始予定日以前の中止

- ・入所前にお客様の都合でサービスを中止する場合、下記の食事代が必要になります。

入所日前日の午後 6 時までにご連絡いただいた場合	無料
入所日前日の午後 6 時までにご連絡いただかなかった場合	翌日 1 日分の食事代を頂きます

（2） 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・お客様が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、必要な場合には、速やかに主治医に連絡を取るなど、必要な措置を講じます。また、利用料金は退所日までの日数を基準に計算します。

（3） 感染症など発生の場合

施設内でのインフルエンザなどの感染症が流行している状況がある場合、ご相談のうえ、当施設の利用を中止させていただく場合があります。その際には、介護支援専門員などと連携し、他施設のご紹介をするなど、短期入所生活介護ご利用に支障が生じないよう、配慮いたします。

6 介護老人福祉施設（特養）の空所利用について

緊急かつやむを得ない事情がある際には、併設の特別養護老人ホーム（以下「特養」という）の居室を空所利用することができます。空所利用とは、特養の入居者様が入院等の諸事情により一時、居室を空けられている際に、特養入居様の同意を得て居室をお借りすることです。ただし、入居者様の退院が決まり戻られる際には、利用を途中で中止されて頂く場合もあります。その際には、短期入所生活介護の居室を利用して頂く等、状況に応じて相談・対応させて頂きます。

7 支払方法

利用料等は、1ヵ月ごとに計算し、翌日の15日ごろまでに利用者に通知しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払下さい。

金融機関口座からの自動引き落とし	(利用できる金融機関) 銀行、信用金庫、信用組合、農協、郵便局
------------------	------------------------------------

8 サービスご利用方法

（1）サービスの利用

- ・お電話等でお申し込み下さい。
- ・ご利用期間決定後、契約を結びます。なお、ご利用の予約は2ヶ月前からできます。
- ・居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

（2）サービス利用契約の終了

① お客様の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設等に入所した場合
- ・要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・非保険者資格を喪失した場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

③ その他

次の場合、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、予約は無効となります。

- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅滞し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合。
- ・お客様が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの不当行為を行った場合。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合。

9 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営理念

- ・自由と生き甲斐を大切に、その人らしい当たり前の生活をしていただくよう努めます。
- ・穏やかで楽しく、尊厳のある生活をしていただくよう努めます。
- ・健康と自立維持を目的とした介護予防事業に取り組み、生きる喜びと意欲を共に育みます。

(2) ケアの理念

- ・専門的な知識と技術を取得し、利用者にとって適切で望ましい環境を整え、絶えず適度な刺激を提供することにより、利用者が本来持っている能力を引き出すと共に、利用者の自尊心を尊重するケアを目指します。

(3) サービス利用のために、下記のような体制をとっております。

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	有り	24時間ローテーション勤務の男性職員 7名
従業員への研修の実施	有り	外部研修への積極的参加 施設内研修を実施 研修委員会にて研修事項の検討
サービスマニュアルの作成	有り	
身体的拘束	なし	やむを得ない場合、承諾を得る

(4) 施設利用に当たっての留意事項

① 面会

- ・曜日などの制約はありません。いつでもご面会できます。原則として、午後 8 時以降はご遠慮ください。それ以降の面会に関しては当施設へご連絡いただいてからお越しいただくようお願いいいたします。
- ・玄関脇の面会名簿にご記名の上、介護職員に一声、お声をおかけ下さい。
- ・食べ物をお持ち込みになる際には、ご面倒でも職員にお申し出ください。

② 外出、外泊

- ・原則として、ご家族の方のお付き添いにより、自由です。
- ・必要な介護用品などのお借り出しなど、ご相談に応じます。
- ・食事などの用意の関係上、前日までにお申し出ください。
- ・お客様の健康状態などにより、「見合せたほうがよいのでは。」というようなアドバイスをさせていただく場合があります。

③ 飲酒、喫煙

- ・飲酒…ご本人の良識にお任せします。お酒を飲んで他人に迷惑をかけるような言動には、十分に注意してください。そのようなことがあった場合、または、健康状態の観点から問題ある場合、他のお客様への影響が心配される場合など、

ご利用の継続についてご相談させていただくことがあります。

- ・喫煙…所定の灰皿のある場所でお願いします。歩きタバコやお部屋での喫煙は、防火上厳禁です。そのようなことがあった場合、または、健康状態の観点から問題がある場合、他のお客様への影響が心配される場合など、ご利用の継続についてご相談させていただくことがあります。

④ 設備、器具の利用

- ・ご希望があれば、お申し出ください。ご相談いたします。

⑤ 金銭、貴重品の管理

- ・ご自身で管理される方には、居室ロッカーに錠をとりつけてあります。鍵をお預けしますので、ご利用ください。ご自身の責任において、管理をお願いします。
- ・当施設で管理することもできますので、ご相談ください。

⑥ 所持品の持ち込み

- ・必要な衣類、洗面用具、バレーシューズまたはリハビリシューズなどの持参についてはご相談下さい。
- ・食器、寝具類は、基本的には必要ありません。
- ・ご持参の衣類については油性マジックペンにて、すべてにお名前をご記入下さい。黒・紺系統の衣類には、お手数ですが白い布地を縫いつけて、その上にお名前をご記入下さい。
- ・貴重品については持参されないようにお願い致します。万一ご持参されて紛失してしまった場合の責任は一切とれませんのでご理解下さい。
- ・ナイフ、はさみ類は、介護職員室に常備しておりますので、お持ち込みにならないよう、お願ひいたします。

⑦ 宗教活動

- ・個人の信仰は自由ですが、他人に影響を及ぼすような活動は禁止といたします。

10 緊急時の対応方法

- ・お客様に容態の変化、急変等があった場合は、医師に連絡する等必要な処理を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先①

お名前	様（続柄：）
住所	〒
電話番号	ご自宅： 連絡先（勤務先等）： 携帯電話：

緊急連絡先②

お名前	様（続柄：）
住所	〒
電話番号	ご自宅： 連絡先（勤務先等）： 携帯電話：

1.1 事故発生の防止及び発生時の対応

当施設では、「事故発生の防止のための指針」を定め、事故発生の防止及び再発防止のための対策検討をする「事故防止対策委員会」を設置し、事故発生またはその再発防止に努め、事故防止対策委員会では、事故発生時の状況分析をし、介護事故等の発生原因、傾向等をとりまとめ、改善・防止策を検討すると共に、全職員への周知徹底を図ります。

また、事故発生の防止のために研修を定期的に実施し、事故等に関する適切な知識を普及・啓発し、安全管理の徹底に努めます。

（1）迅速な対応

万一事故が発生した場合には事故形態、状況に応じ、迅速かつ適切な処置をとります。また、事実を正確に把握したうえで、家族及び市町村への連絡や、施設における事故対応責任者への判断を仰ぎ直ちに行動します。

（2）留意事項

- ① 利用者の人命救助を第一に行動します。
- ② 配置医師や看護職員の指示等、待てないような利用者の緊急状況時には、介護職員等が119通報し救急要請します。（協力病院もしくは救急当番病院等へ搬送）
- ③ 万一、意識なく、呼吸をしていない場合は、心臓マッサージ、酸素吸入、自動体外式除細動器（AED）を実施しながら救急車到着を待ちます。

（3）事故の原因調査と対応策の検討

事故の原因を調査し、被害の大小、当施設の責任、利用者や家族からの要求の妥当性、施設の信用に与える影響等をはかり、速やかに対応方針を確立します。また、これらの過程をまとめ、事故報告書を作成します。

（4）記録・文書の管理

サービス実施に関する文書や記録（個人票、ケアプラン、介護記録、事故報告書）を整備し、保管します。

1 2 非常災害対策

- ・連絡網により可能な限り職員を招集します。
- ・災害時などに備え非常用備蓄食品を常時保有します。
ご家族に速やかにご連絡いたします。
- ・防災設備
全館スプリンクラー、火災報知器、非常用放送設備、非常用自家発電施設などがそなわっております。また、施設内各所に消火器を備え付けております。
- ・防災訓練
年2回、消化訓練、避難誘導訓練、地震訓練などの防災訓練を実施いたします。
- ・防災管理者…石井 啓一（施設長）

1 3 サービス内容に関する相談、苦情

- ① 苦情解決責任者：石井 啓一（施設長）
お客様相談、苦情担当：齋藤 一浩（生活相談員）
電話：048-222-6161

第三者委員：福田 光男（法人評議員）
金澤 由美（法人評議員）

- ② その他
川口市の相談、苦情窓口でも受け付けています。
川口市役所 介護保険課〔受付：月～金曜（祝日を除く）8:30～17:15〕
電話：048-258-1110（代表）

埼玉県国民健康保険連合会
電話：048-824-2568（直通）

1 4 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況 ① あり 実施日 :

評価機関名称 :

結果の開示 : 1 あり 2 なし

② なし

1 5 当法人の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 末広会
代表者役職・氏名	理事長 阿部 恭久
本部所在地・電話	埼玉県川口市末広 3-4-13 048-223-8800

施設、拠点等

介護老人福祉施設	1ヶ所
短期入所生活介護事業所	1ヶ所
居宅介護支援事業所	1ヶ所
老人通所生活介護事業所	1ヶ所

短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得ました。

2025 年 月 日

事業者

法人名 社会福祉法人 末広会
代表者 理事長 阿 部 恭 久
事業所名 短期入所生活介護事業所 春香苑
住所 川口市末広 3-3-30

説明者 所属 在宅事業課
 氏名 齋藤 一浩

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要な事項の説明を受け、同意しました。

2025 年 月 日

(利用者)

住所

氏名

(代理人)

住所

氏名